

たいせつ ほかん

大切に保管してください

せいかつ ほ ご

生活保護のしおり

この「生活保護のしおり」は、生活保護の制度のうち、基本的な内容（きほんてき）について説明（せつめい）したものです。

わからないこと（しらないこと）や相談（そうだん）があれば、担当（たんとう）のケースワーカーにおたずねください。

す す か し し しゃ かい ふ く し じ む し ょ

鈴鹿市社会福祉事務所

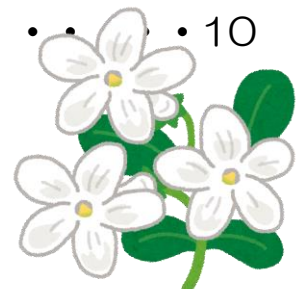
ほ ご か
（保護課）

☎059-382-7640

でんわ と あ
電話でもお問い合わせできます

も く じ

せいかつ ほ ご		
生活保護とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	せいかつ ほ ご う かた けんり 生活保護を受ける方の権利	2
2	ほ ご しゅるい 保護の種類	3
3	ほ ご ひ しきゅう 保護費の支給	4
4	とど で 届け出てください	5
①	しゅうにゅう 収入があったとき	5
②	せいかつ へんか 生活に変化があったとき	6
③	びょういん 病院にかかるとき	6
④	かいご りょう 介護サービスを利用するとき	7
5	まも 守っていただくこと	7
6	しどう し じ 指導、指示をすることがあります	8
①	しゅうろう かん 就労に関すること	8
②	りょうよう かん 療養に関すること	8
③	そのほか	8
7	ほ ご ひ へんかん こんなときは保護費を返還していただきます	9
8	たんとう そうだん 担当ケースワーカーに相談を	10





せいかつ ほ ご

生活保護とは・・・

せいかつ ほ ご くに にほんこくけんぽうだい じょう りねん もと せいかつ こんきゅう かた せたい
生活保護は、国が日本国憲法第25条の理念に基づいて、生活に困窮する方(世帯)
たい こんきゅう ていど おう ひつよう ほ ご おこな けんこう ぶんかてき さいていげんど
に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の
せいかつ ほしょう じりつ せいかつ おく しえん せいど
生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援する制度です。

つぎ じりつ む ほ ご う かた あ しえん おこな
次の「3つの自立」に向け、保護を受ける方に合った支援を行います。

- | | | |
|---|------------------------|---|
| ① | にちじょうせいかつじりつ
日常生活自立 | しんしん けんこう かいふく い じ じぶん けんこうかんり せいかつかんり
心身の健康を回復・維持し、自分で健康管理や生活管理を
おこな にちじょう じりつ せいかつ おく
行うなど、日常において自立した生活を送ること |
| ② | しゃかいせいかつじりつ
社会生活自立 | しゃかいてき ちいきしゃかい いちいん せいかつ おく
社会的なつながりができ、地域社会の一員として生活を送
ること |
| ③ | けいざいてきじりつ
経済的自立 | しゅうろう じしん しゅうにゅう せいかつ おく
就労することなどにより、自身の収入で生活を送ること |

せいかつ ほ ご う りよう しさん のうりよく
なお、生活保護を受けるみなさんも、利用できる資産、能力など、あらゆるものを
かつよう じりつ む どりよく ひつよう
活用し、自立に向かって努力する必要があります。

ほ ご せいど ないよう ほ ご う あいだ けんり まも
このしおりには、保護制度の内容や、保護を受けている間の権利、守っていただ
か てもと ほかん ひつよう よ かえ
くことなどが書いてあります。お手元に保管して、必要なときに読み返してください。



1 生活保護を受ける方の権利

○生活保護法の定める要件を満たせば、すべての人が平等に生活保護を受けることができます。
【生活保護法第2条（無差別平等）】

○正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を打ち切られたりしません。
【法第56条（不利益変更の禁止）】

○支給された生活保護費に対して、税金がかけられたり、権利が差し押さえられたりすることはありません。
【法第57条（公課禁止）】
【法第58条（差押禁止）】

○保護を受ける権利は、他人に譲り渡されることはなく、受給決定した方（世帯）だけが持っています。
【法第59条（譲渡禁止）】

○福祉事務所の決定に不服がある場合は、その決定があったことを知った日の翌日から3か月以内に不服の申し立て（審査請求）をすることができます。
【行政不服審査法】

○生活保護を受けている間は減免・免除となるものがあります。

＜例＞
住民票・課税証明書・印鑑登録証明書をとるときの手数料、
住民税、固定資産税 国民年金の保険料、保育料、NHK放送受信料
公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の基本使用料 など

※手続きが必要ですので、担当ケースワーカーへおたずねください。



2 保護の種類

生活保護には、次の扶助（給付）があります。

- ① 生活扶助 生活に必要な食費や光熱水費などの費用
(世帯の人数、年齢などから算定します)
- ② 住宅扶助 家賃(世帯の人数により上限額が違います)、地代、
契約更新料、住宅補修などの費用
- ③ 教育扶助 小中学校に必要な学用品代、給食費などの費用
- ④ 医療扶助 治療に必要な費用(医療保険適用の範囲内)
治療が必要な場合のメガネ、コルセットなどの費用
- ⑤ 介護扶助 介護認定を受けて介護サービスを利用する費用
- ⑥ 出産扶助 出産にかかる費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校の就学費用、就職に必要な技能(資格)取得費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭にかかる費用

このほか、臨時的に生活の必要に応じて支給される扶助費があります。

- ふとん代、病気で必要な場合のおむつ代、生活に必要な家具、炊事用具、食器、
冷暖房器具代、小・中学校入学準備金
- 転居が必要な場合の転居費用
- バス、電車などによる通院交通費
- 12月～1月に保護を受けている世帯を対象とする期末一時扶助
- 進学・就職準備給付金(世帯のこどもが大学などに進学、または中学・
高校卒業後に就職し、生活保護から自立したときの給付金)
- 就労自立給付金(就労により生活保護から自立したときの給付金)

※支給には申請が必要です。(見積書、領収書などが必要な場合もあります。)

また、要件や上限額があり、すべてが支給されるとは限りません。

必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。

3 保護費の支給

生活保護は原則として、世帯を単位にしています。同じ住居に居住し、生計を同じにしている方は、同一の世帯として認定します。

保護費は、世帯の最低生活費（保護基準）と世帯すべての収入を比較し、最低生活費に収入が不足する場合に、その不足する分を毎月4日（休日にあたるときはその前日）に1か月分の生活費を金銭で支給します。【金銭給付】

医療扶助や介護扶助などは、福祉事務所が関係事業所などに直接支払います。【現物給付】

さいていせいかつひ 最低生活費 ほ ご きじゅん (保護基準)	その世帯の実態（人数、年齢、健康状態、住んでいる地域など）をもとに国で決めた基準により計算された1か月分の生活費です。
しゅうにゅう 収入	働いて得た収入、年金、手当など、ほかの法律により支給される金銭、親や子、兄弟姉妹などの扶養義務者からの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員のすべての収入をいいます。

さいていせいかつひ ほ ご きじゅん
最低生活費(保護基準)

せたい そうしゅうにゅう 世帯の総収入	た ぶん 足りない分
------------------------	---------------

↓
ほ ご ひ しきゅう
保護費として支給



4 とど で 届け出てください

あなたの^{とどけで}届出をもとにして^{ほご}保護の内容を決めます。^{とどけで}届出が遅れると、^{せいかく}正確な^{ほご}保護費の^{けいさん}計算ができず、^{ひつよう}必要な^{ほご}保護費を^{しきゆう}支給できないことがあります。^{しゅうにゅう}収入、^{ししゅつ}支出、^{せいかつ}その他生活に^{へんか}変化のあったときには、^{ふくしじむしょ}すぐに福祉事務所に^{とど}届け出てください。

【^{ほうだい}法第61条（^{じょう}届出の^{とどけで}義務）^{ぎむ}】

① ^{しゅうにゅう}収入があったとき

^{きんがく}金額の^{たしやう}多少や^{しゅるい}種類を^と問わずに、^{せたいぜんいん}世帯全員の^{しゅうにゅう}収入について、^{しゅうにゅうしんこくしよ}収入^{とど}申告書を^{とど}届けてください。

また、^{はたら}働ける人は、^{ひと}収入の^{しゅうにゅう}有無を^{うむ}問わず、^{まいつきしゅうにゅうしんこくしよ}毎月^{とど}収入^{とど}申告書を^{とど}届けてください。^{しゅうにゅう}収入に^{へんどう}変動があったときも、^{かなら}必ず^{とど}届けてください。

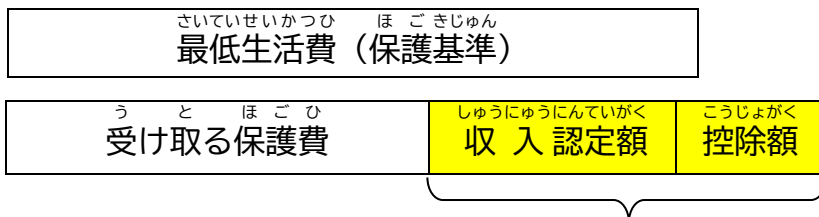
^{かき}下^{しゅうにゅう}記は、^{いちれい}収入の一例です。^{しゅうにゅう}このほかにも^{とど}収入があれば^{とど}届けてください。

^{きゅうりやう}給料、^{しょうよ}賞与、^{たいしよくきん}退職金、^{こうこうせい}高校生の^{しゅうにゅう}アルバイト^{ねんきん}収入、^{じどうてあて}年金、^{こようほけん}児童手当、^{きゅうふきん}雇用保険の^{こうつうじ}給付金、^{こほしょうきん}交通事故^{いしやりやう}補償金、^{せいめいほけん}慰謝料、^{きゅうふきん}生命保険の^{けんこうほけんりやう}給付金、^{かいごほけんりやう}健康保険料や^{かんぶきん}介護保険料の^{しおく}還付金、^{やさい}仕送り、^{げんぶつきやうふ}野菜などの^{ゆうじん}現物^{しんるい}給付、^{かりいれきん}友人や^{とど}親類などからの^{とど}借入金 など

^{はたら}働いて^え得た^{しゅうにゅう}収入の場合、^{ばあい}基礎^き控除や^{そうじよ}未成年^{みせいねんこうじよ}控除があるほか、^{ぜいきん}税金などの^{けいひ}経費は^{しゅうにゅう}収入からの^{こうじよ}控除が^{みと}認められます。^{しゅうにゅう}そのほかにも、^{ひつようけいひ}必要^{じりつこうせい}経費や^{みと}自立更生のためと^{しゅうにゅう}認められるものなどは、^{しんこく}収入として^{そうだん}認定しない^{しんこく}取り扱いが^とできる場合もあります。

^{しゅうにゅう}収入を^{しんこく}申告するときに^{そうだん}相談してください。

「^{しゅうろうしゅうにゅう}就労^{こうじよ}収入の^{かんがえかた}控除の考え方」



^{しゅうろうしゅうにゅう}就労収入

② 生活に^{せいかつ}変化^{へんか}があったとき

生活^{せいかつ}状^{じょう}況^{きやう}に^{へんか}変化^{へんか}があ^{とど}つたら、す^でぐに届^{とど}け出^でてください。

- ・就^{しゅう}職^{しよく}、転^{てん}職^{しよく}、退^{たい}職^{しよく}する^{ばあい}場合
- ・結^{けっ}婚^{こん}、妊^{にん}娠^{しん}、出^{しゅ}産^{っさん}、死^し亡^{ぼう}、転^{てん}入^{にゅう}、転^{てん}出^{しゅつ}など世^せ帯^{たい}の構^{こう}成^{せい}が^か変^{へん}わ^るる^{ばあい}場合
- ・住^{じゅう}所^{しよ}、家^や賃^{ちん}、地^ち代^{だい}などが^か変^{へん}わ^るる^{ばあい}場合
- ・高^{こう}校^{こう}などへ進^{しん}学^{がく}、卒^{そつ}業^{ぎやう}（退^{たい}学^{がく}・休^{きゅう}学^{がく}）する^{ばあい}場合
- ・身^{しん}体^{たい}障^{たい}害^{がい}者^{しや}手^{てい}帳^{ちやう}、療^{りょう}育^{いく}手^{てい}帳^{ちやう}、精^{せい}神^{しん}保^ほ健^{けん}福^{ふく}祉^し手^{てい}帳^{ちやう}などを^{しゅとく}取^と得^{とく}・喪^{そう}失^{しつ}した^{ばあい}場合^やや
等^{とう}級^{きゅう}が^か変^{へん}わ^るった^{ばあい}場合^{など} など

③ 病^{びやう}院^{いん}にか^かか^るるとき

病^{びやう}院^{いん}にか^かか^る場合^{（受診、入院、退院）}は、必^{かなら}ず事^じ前^{ぜん}に福^{ふく}祉^し事^じ務^む所^{しよ}へ連^{れん}絡^{らく}して
く^どだ^うさい。土^ど曜^{よう}・日^{にち}曜^{よう}・祝^{しゅ}日^{じつ}や深^{しん}夜^やに急^{きゅう}病^{びやう}で病^{びやう}院^{いん}にか^かか^つた^{ばあい}場合^{には}、後^ご日^{じつ}、
連^{れん}絡^{らく}して^くだ^さい。

注^{ちゅう}意^いして^くだ^さい・・・

- ・初^はめ^じて病^{びやう}院^{いん}にか^かか^る場合^は、事^じ前^{ぜん}に福^{ふく}祉^し事^じ務^む所^{しよ}へ傷^{しょう}病^{びやう}届^{とど}けを出^だして^くだ^さい。
- ・病^{びやう}院^{いん}は、生^{せい}活^{かつ}保^ほ護^ご法^{ぽう}で指^し定^{てい}さ^れて^いる病^{びやう}院^{いん}に^{かぎ}限^{げん}ら^れま^す。病^{びやう}院^{いん}に^いま^えに
お^たず^ねく^ださ^い。
- ・同^{おな}じ病^{びやう}気^きで、同^{どう}時^じに2^につ以^い上^{じやう}の病^{びやう}院^{いん}に^かか^らな^いで^くだ^さい。
- ・特^{とく}別^{べつ}な理^り由^{ゆう}が^なく、病^{びやう}院^{いん}を^か変^{へん}わ^らな^いで^くだ^さい。
- ・国^{こく}民^{みん}健^{けん}康^{かう}保^ほ険^{けん}以^い外^{がい}の保^ほ険^{けん}に^{ほけん}加^か入^{にゅう}して^いる人^{ひと}、扶^ふ養^{やう}家^か族^{ぞく}と^かして^{にゅう}加^か入^{にゅう}して^いる人^{ひと}は
保^ほ険^{けん}証^{しやう}が^{つか}使^かえ^ます。必^{かなら}ず保^ほ険^{けん}証^{しやう}を病^{びやう}院^{いん}の窓^{まど}口^{ぐち}へ提^{てい}出^{しゅつ}して、生^{せい}活^{かつ}保^ほ護^ご受^{じゅ}給^{ぎゅう}中^{ちゅう}
で^{ある}こ^とを^{つた}伝^{でん}え^てく^ださ^い。
- ・予^よ防^{ぼう}接^{せつ}種^{しゅ}な^どの保^ほ険^{けん}が^{てき}適^{てき}用^{よう}さ^れな^いも^の、
入^{にゅう}院^{いん}中^{ちゅう}の部^へ屋^や代^{だい}（個^こ室^{しつ}料^{りやう}金^{きん}）は、支^し給^{ぎゅう}で^きま^せん。



④ 介護サービスを利用するとき

介護サービスを利用するときは、福祉事務所へ相談してください。

申請後、介護保険制度の要介護認定を受け、要介護度に応じて、介護保険サービスを利用することができます。

要介護認定、介護サービスの受け方など、詳しいことは、担当ケースワーカーに相談してください。

介護予防・生活支援サービス事業については、認定がなくても受けることができます。



5 まも 守っていただくこと

あなたの生活をより良くするために、次のことを守ってください。

【法第60条（生活上の義務）】

- ・ 働ける能力のある方は、求職活動を行い、働いてください。
- ・ 病気の方は、早く治るよう医者の指示にしたがい、治療を受けてください。
- ・ かけごと、パチンコなどのギャンブルや遊興は慎み、計画的に保護費を使い、安定した生活ができるように努めてください。
- ・ 節約を図って生活の維持向上に努めてください。
- ・ 原則として、自動車（125ccを超えるバイクを含む）を持つことや運転はできません。

（ただし、自動車が必要な理由によっては自動車の保有・使用が認められる場合があります。詳しくは、担当ケースワーカーに相談してください。）

6 指導、指示をすることがあります

生活保護では、生活の維持向上のため、必要な指導や指示をすることがあります。
指導や指示を守っていただけない場合は、生活保護の変更、停止・廃止をすることがありますので、注意してください。

【法第27条（指導及び指示）】

【法第62条（指示等に從う義務）】

指導や指示をするのは次のようなときです。

① 就労に関すること

- ・ 病気やケガがなおって、働けるようになったとき
- ・ 能力や健康状態から判断して、十分な収入を得ることができると認められるとき など

② 療養に関すること

- ・ 体の調子が悪くなり、医療機関を受診する必要があるとき
- ・ 医者の指示に従い、健康的な生活を送る必要があるとき
- ・ 健康状態などを確認するため、検診を受ける必要があるとき など

③ そのほか

- ・ 資産・能力を活用できるとき
- ・ ほかの法律の制度などを利用できるとき
- ・ 福祉事務所への届出が必要なとき
- ・ 福祉事務所が認めていない自動車を保有、運転（使用）しているとき
- ・ そのほか、生活保護の制度において指導や指示が必要なとき など

7 こんなときは保護費を返還していただきます

生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として多くなったときには、多くなった分は返していただきます。

また、急迫した事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合には、先に支給した保護費（医療扶助や介護扶助も含みます。）を返還していただきます。

【法第63条（費用返還義務）】

《例》

- ・年金をさかのぼって受け取ったとき
- ・生命保険を解約し、解約金を受け取ったとき
- ・申請時に保有していた資産（土地・家屋・自動車など）を売却したとき
- ・交通事故の慰謝料を受け取ったとき
- ・財産を相続したとき など

これらを受け取る可能性がある場合は、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

ご注意ください（不正受給とならないように・・・）

収入があるにもかかわらず、収入の届出（申告）をしなかったり、うその申告をするなど、不正な手段により保護を受けたときは、不正受給と判断し、それまでに受けとった保護費を徴収します。【法第78条】
（就労収入の場合、本来受けることができる就労控除（収入として認定しない部分）は受けられなくなります。）

届出を忘れていたときも不正受給と判断する場合がありますので、注意してください。

また、悪質な場合には、徴収額に最大で40%の加算措置を適用するほか、警察へ告訴・告発する場合があります。

8 担当ケースワーカーに相談を

ケースワーカーは、生活保護を受けられる方の困りごとや自立を目指すために必要なことをいっしょに考え、手助けをします。

ケースワーカーは、生活状況の確認や相談のため定期的にお住まいを訪問します。

(不在のときには「不在連絡票」をポストに入れることがあります。「不在連絡票」が入っていたら、必ず福祉事務所に連絡してください。)

生活保護のことでわからないこと、生活で何か困ったことがあれば、家庭訪問のときに相談いただくか、福祉事務所へ電話をいただくなど、遠慮なく相談してください。相談内容や個人の秘密は固く守ります。安心してください。



お問い合わせ先

鈴鹿市 社会福祉事務所 保護課

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 (平日 8:30~17:15)

電話(直通) 059-382-7640

ファックス 059-382-7607